

学習指導要領の改訂が中学校美術科の 授業に与えた影響

—多様な教職経験をふまえて—

足立 直之*・福田 隆真**

The Impact of the Revised Course of Study Guidelines on Junior High School Art Lessons
—Based on diverse teaching experiences—

ADACHI Naoyuki*, FUKUDA Takamasa**

(Received September 26, 2025)

教育の指針ともいえる学習指導要領は、学校現場の授業にどれほどの影響を与えてきただろうか。例えば、中高生の美術作品を20年前と比べて見ると「風景画」の描き方は変わらない。描かれる風景については、今も描かれる昔ながらの町並みもあれば、近代的な街並みや視点を変えた表現も見られる。また、レコードジャケットのデザインはもう見ることはなく、用途等をふまえた表現として、お菓子のパッケージデザインが今では多く見られるようになった。時代や社会の変化とともに、学習指導要領における新たなキーワードが次々に示され、その都度授業で求められることも変わってきた。多様な現場経験のある筆者の取組をふり返り、学習指導要領が美術の授業にどのように関わってきたかを改めて考察することとする。

はじめに

筆者の一人である足立は、平成5年に山口県の中学校美術科教員として採用され、現在山口市立大殿中学校長に就いている。採用以降、現在までの教諭としての経験、指導主事や管理職など多様な立場から学習指導要領に関与してきた中で、特に美術教育については自身の経験をふまえ、改訂ごとの変化と対応を書き残してきた。殊に学習指導要領は、時代の要請に応じて改訂を繰り返し、その影響は教育現場において直接的な変化をもたらしたと捉えている。中でも美術教育は、学習指導要領の背景にある時代性やキーワードを反映しつつも、普遍的な要素を保ちながら発展してきたと考えている。本稿では、多様な立場から関わってきた自身の経験を基に、中学校美術科の授業を中心とした学習指導要領と教育実践との関連について整理し、今後の展望を述べる。

1. 平成から令和への変化

戦後の学習指導要領は、昭和22年、26年、33年、43年、52年、平成元年、10年、20年、29年とほぼ10年間隔で社会の変化を見通して改定されてきた。

足立は、山口県で教員として採用され、今年で教職33年目を迎える。その間に学習指導要領は3度の大規模な改訂を経験した。教員としての初期には、平成元年の改訂で掲げられた「思考力・判断力・表現力の重視」と「主体性（自ら学ぶ意欲）の強化」という新たな学力観がキーワードであった。その後、平成10年度の改訂では「ゆとり」がテーマとなり、総合的な学習の時間や完全週5日制が導入された。この改革には、未来を切り拓く「生きる力」を育成することへの期待が込められており、これはその後の改訂においても一貫する理念となった。

さらに、平成19年度から実施された全国学力・学習状況調査においては、新たな学力観を具現化するための問題が作成されており、従来の学力観を大きく変える契機となった。そして平成20年度の改訂では「生きる力」の育成を土台に、「知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成」と「豊かな心や健やかな体の育成」が重視され、特に理数教育や道徳教育の充実が図られた。周知のために多くの著名人が書いた「生きる力」のパンフレット（図1）は、今でも鮮明に覚えている。

* 山口市立大殿中学校, 〒753-0031 山口市古熊1-4-1, adachi.naoyuki@yamaguchi-ygc.ed.jp

** 山口大学名誉教授

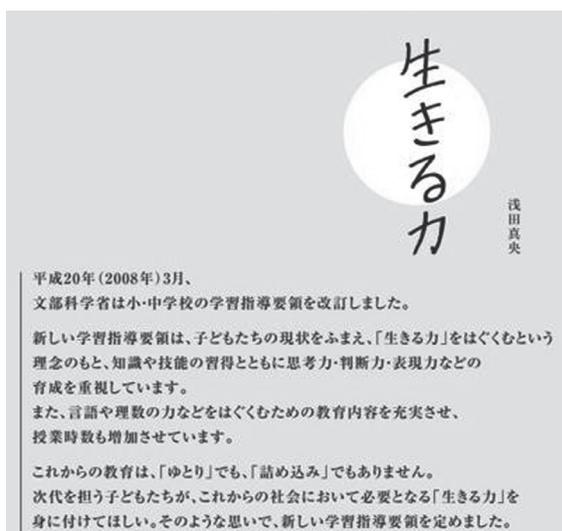


図1 平成20年度版学習指導要領改訂パンフレット

この流れに続き、平成27年度には道徳が特別の教科として教科化された。そして平成29年度の改訂では、「社会に開かれた教育課程」や「資質・能力の三つの柱」（「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう人間性」）が強調され、主体的・対話的で深い学びの促進が示された¹⁾。

また、近年では自然災害、新型コロナウイルス感染症への対応、働き方改革、GIGAスクール構想のもとで、学校や教職員のみならず、児童、生徒、その家庭、地域を含めた社会全体が刻々と変化を続けている。

こうした中で、美術科はどのように変化してきたのか、何を残し、何を大切にすべきなのか。学校現場での取り組みと自身の教職経験をもとに考察することを試みる。

2. 学習指導要領の改訂に伴う美術科のキーワードと学校現場での取組

ここでは、「はじめに」でふれた学習指導要領の大まかな改訂の流れに基づき、中学校美術科で具体的にどのようなポイントが改訂されたかを整理する²⁾。

(1) 平成元年版

大学時代に初めて学習指導要領を知った。当時、中学校指導書美術編という表記で、赤い表紙のA5版だったことが印象深い。定価は70円で、日本文教出版株式会社が発行していた（図2）。

平成元年版の改訂では、「基礎的・基本的内容の重視」「個性を生かす教育」「我が国の伝統文化」が美術科に大きく関与している。また、教育課程は第1学年が2時間、第2学年が1～2時間の弾力的な運用、第3学年が1時間とされ、基礎的な内容が重んじられた。特に、日本美術を取り上げる機会が増えたことで、鑑賞の授業が充実したとを感じる。内容構成は「表現」と「鑑賞」の2つの領域から成り、「絵画」「彫刻」「デザイン」「工芸」の4

つの内容が明記された³⁾。

平成8年度に公立学校（秋芳町立秋芳南中学校）に異動した際、国際理解教育の研究指定を受け、授業公開を行うことになった。我が国と諸外国の美術の比較鑑賞をテーマに、風景を題材とし、「日本らしさ」の特徴を子どもたちに考え



図2 平成元年版の指導書

させた⁴⁾。この内容は難易度が高く、文化や美術様式の違いをどの程度教えるべきか迷う場面もあった。しかし、生徒たちは作品の画材、モチーフ、描き方の違いに気づき、自分なりに日本美術の特徴を理解していた。

また、学校には陶芸用の大きな電気窯があり、地域工芸である「萩焼」を糸口に焼き物を教材として取り上げた。ろくろを使わせるなど、直接的な体験を重視した指導ができたことは貴重な経験であった。

(2) 平成10年版

中学校学習指導要領（平成10年版）は、ゆとり教育を背景に、大幅に教育内容が減少した（図3）。これに伴い、美術科の授業時数も第1学年が週1.3時間、第2・3学年がともに週1時間に削減された。授業内容が「絵や彫刻など」と



図3 平成10年版の指導書

「デザインや工芸など」にくくられ、鑑賞活動のさらなる充実が求められた。同時に、美術館や地域の美術を積極的に活用する方針が掲げられた。また、漫画やイラストレーション、写真など新たな映像メディアが扱われるようになり、多様な表現活動が強調された⁵⁾。

時数の削減により、限られた時間で教材や活動内容をどのように工夫するかに悩んだ。例えば、作品のサイズを4つ切り画用紙から8つ切り画用紙に変更する、画材をポスターカラーからアクリルに変える、市販の補助教材を使用するなど、効率化を図った。しかし、時間の制約から制作活動にかけられる時間が限られることで、表現する技能を育む過程が十分ではないという課題も生じた。

一方で、山口県立美術館や山口県立萩美術館・浦上記念館への訪問が増えたことで、学芸員との交流を通じて郷土作家や作品に関する知見を深めた。雪舟、浮世絵、萩焼、赤間硯といった地元に根ざした芸術を学ぶ機会が増えたのは意義深い経験であった。また、この時期には

『絶対評価』が導入され、美術科でも評価規準作成が求められるようになった。特に、表現活動が個々で異なる中、客観的かつ適切に評価する基準を設けることに苦心した。

(3) 平成20年版

平成20年版(図4)では、学力観に「活用」の視点が加えられ、「言語活動の充実」が重視された。美術科では、新たに「共通事項」が設けられ、表現や鑑賞の指導において、他教科との整合性を図る必要性が示された⁶⁾。「共通事項」として



図4 平成20年版の指導書

メーじは指導の基本要素としてもともと扱われていたため、大きな混乱はなかったが、言語活動の充実により、子どもたちが自分の考えを言葉で説明する機会が増えた。

この改訂では、学力や評価基準が明確に定義されたが、現場の受け止めとしては具体的な教材の大幅な変更はなく、子どもの学び方に変化が生じた程度の印象であった。

(4) 平成29年版

平成29年版(図5)では、資質・能力を「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」として明確に示した。この枠組みはすべての教科で共通化を図ったものだが、その一方で、美術科特有の内容が抽象化され、



図5 平成29年版の指導書

分かりにくくなった印象を受けた。例えば、「発想や構想の能力」が「思考力・判断力・表現力等」に位置付けられるなど、これまでの評価観点が新しい枠組みに振り分けられた結果、科目特有の特色が希薄になったと感じた⁷⁾。

また、「主体的・対話的で深い学び」が強調され、学び方のプロセスがより重要視されるようになった。この影響で、評価の観点が大きく変化し、すべての教科で共通の視点が求められるようになったが、美術科の独自性をどのように反映させるかについて課題が残ったことも記憶している。

3. 多様な教職経験から実感した学習指導要領と美術科の授業

これまで学習指導要領に様々な立場でかかわってきた。校種で言えば、特別支援学校、公立中学校、教育行政、

附属学校・大学である。立場で言えば、教諭、指導主事、管理職などになる。多様な経験をしてきたが、それぞれの立場から学習指導要領と美術科をどのようにとらえたかをここでは述べることにする。

(1) 山口県立宇部養護学校 教諭

平成5年4月～7年3月(3年間)

初任校を特別支援学校(当時は養護学校)からスタートさせた。1年目は重複学級であった。美術の時間は教育課程上設けられていたが、子どもたちが意図的に作品をつくることは難しかった。中学校の学習指導要領に照らして考えることが難しく、小学校の学習指導要領、幼稚園教育要領を読み、参考になることがないかを探した。そこで最も考えさせられたことは、教科を柱にするのではなく、該当する子どもにとっての教育をどのようにすすめるか、ということであった。ちなみに、当時の学習指導要領は「盲学校・聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」である。そのような中であって、美術の時間で何ができるか、何を学習するか、ということを考えて。意図的に描く、つくることが作品になることよりも、クレパスで線を引くこと、粘土を丸めるといった作業的な活動が多くなり、手の巧緻性を高めることの方が重要に思えた。つまり、「美術を学ぶ」ことより、「美術で学ぶ」ことの方が必要だということであった。また、このことは、人が絵を描き出す、ものを作り出す段階を知ることもなった。言い換えれば、思いをもって作品を作ること、思い通りの形を描いたり作ったりすることができる素晴らしさと可能性に改めて気付かされた、ということにもなる。

2年目以降は一般学級を担当した。子どもたちは好きな色や好きなものを答えることができ、それを頼りに自分が描きたいもの、つくりたいものを決めることができた。素材を決め、何をつくるかを示すことで、制限が生じ、そこからはみ出していく思考力・表現力・判断力を培うよう指導した。また、作品主義に陥ることなく、美術が自身にとって学習となり得るかを考えることもできた。そして、どのような言葉かけが、子どもの可能性を引き出すのか、技術的に叶わないのであれば、必要な支援をし、アイデアが出なければ子どもたちの意に沿うようなアイデアをいくつも出し、その中から選択させるようにした。

特別支援教育において、大学で学んだ学習指導要領は、準ずる教育課程として解釈することとなった。子どもの実態によって柔軟に対応することがどれだけ大切であるかを身をもって学んだ。特別支援教育は、「教育の原点」とも言われる。そのことを美術の授業でも感じる事ができたことは、自身の美術教育の出発として本当に貴重だった。子どもの思いや感じ方がどのように作品に反映

していくか、その作品が子どもにとってどのような意味を持つのか、見たこと感じたことが美術とどう関係するのかなど、美術科における目標の「感性」や「情操」、「創造性」といった本質的意義について考えさせられた⁸⁾。

(2) 秋芳町立秋芳南中学校 教諭

平成8年4月～平成14年3月（6年間）

2校目の勤務校である。特別支援教育の個別指導を中心に行ってきたこともあり、最初感じたことは集団を動かす意識であった。一斉指導のノウハウを学び、集団の力を使って個を伸ばす、成長を促すことの重要性に気付くことができた。美術の授業でいえば、お互いの作品を鑑賞し合うことのメリットである。人と違うものをつくるということを前提とし、お互いの作品のアイデアや意図を学ぶことに価値があるように感じた。また、課題に対して主体的に自己解決できる、いわゆる美術の得意な子どもの素晴らしさに驚かされた。その一方で、中学生ならではの恥ずかしさ、失敗や上手くできないことへのコンプレックスなど、子どもたちの美術への抵抗も目の当たりにした。どうすれば、多様な子どもたちの思いを理解し、集団を導くかといった、指導法に関することは今でも自身の課題である。

また、何を教材として扱うかといった内容についても多くのことを学んだ。特に平成10年度の改訂で週の授業時数が少なくなったことで、そのことをより考える必要が生じた。3年間で多様な経験が積めるようなバランスのよい教材配列、学びの多い教材、生徒がよるこんで取り組む教材など、研修会等で指導者や他の教員から多くのことを学んだ。それは、義務教育で学ぶ美術の意義を問うことでもあり、貴重な時数に何をどう扱うか、を考えた時期でもあったといえる。

いずれにしても、初任の特別支援教育、公立学校の初任校は、自分にとって吸収することばかりで、多くのことを学んだ。これが、今後の自身の基準にもなり、その後様々な立場で初任者や初めての臨採等を指導したり、人材育成したりする際に、大切にしている。

(3) 山口大学教育学部附属山口中学校 教諭

平成14年4月～17年3月（3年間）

附属学校に勤務し、義務教育としての役割に加え、研究校としての役割、教科研究の必要性、教員養成、事務局等、多くのことを学んだ。まず、研究校としては、研究テーマに沿って美術科としての研究を行い、授業実践を発表した。どのような生徒を育てるのか、そのために美術科としてどのような取組をするのか、を実践だけでなく、発表を通じて人に伝えるということが必要とされた。研究との整合性、誰が見ても納得のいく内容であることが求められ、それと同時に他の授業についても同様の見方で捉える力も求められた。このことは、今思えば、

汎用的な力をつける機会にもなったといえるが、その労力や負担は大きかったことは否めない（ここ最近では、働き方改革等の意識も浸透し、随分改善されている。）また、教科研究で言えば、地域の教材、美術館との連携に力を入れた時期でもあった。具体的には、雪舟（水墨画）の教材化、螺鈿工芸、観察力の育成、描画力の育成、美術館を活用した教育普及プログラム等である。

山口県造形教育研究会の事務局も運営することとなったが、県内の美術の教員とのつながりができ、大きな財産となった。本会が抱えていた美術展の運営や造形ゼミナールと行った研修会等、事務局運営だけでなく、講師として呼ばれる機会も増え、そのことで勉強しなければならない状況にもなり、多くのことが学べた。さらに、県内の美術の教員の状況を知ることもでき、義務教育としての美術がどうあるべきか、また非常勤や許可免の先生が増えてきている状況をどうすべきか等、課題意識も生じた⁹⁾。

どのような教材でどのような力を身につけるかといった研究を中心に行ってきたということもあり、明確な意図をもって授業を行うことができるようになったと捉えている。

(4) 山口市立渦上中学校 教諭

平成17年4月～平成18年3月（1年間）

附属中の子どもたちは、主体的で学習意欲にも優れ、デザインなどの知的な表現を好み、真面目な表現をする生徒が多かったのに対し、渦上中の子どもたちは、自由な発想で感覚的な楽しみ方ができる生徒が多かった。新たな取組はしていないが、附属中で学んだことを、公立の中学校で通用させることが自分の目標であった。年間を通じた教材は、昨年度と同様としたが、内容はできるだけ簡略化し、知的な面よりも感覚的な楽しみ方ができるよう工夫した。

また、渦上中は小規模の学校であった。全学年の美術を教えるだけでなく、許可免で技術科も教えることとなった。特に、小規模校では、教員数も限られており、技能教科の免許をもっていないことが多く、美術や技術家庭を中心に許可免で教えるケースが多い。附属中でも感じたことではあったが、許可免で教える教員へのサポートの必要性も改めて強く感じた。

(5) 山口県教育庁義務教育課 指導主事

平成18年4月～平成21年3月（3年間）

これまでの教職生活でこれほど学習指導要領に深く関わったことはない。年に一回の全国指導主事が集まり、教科調査官からの指導を受ける。それを受け、県内の教育課程研究協議会を行う。また、説明の詳細や評価の在り方について、市町単位の教育研究会に呼ばれ、指導をお願いされる。県の教科指導については、小学校から高

等学校までの全てを担っており、国の指導、県の説明を小学校、中学校、高等学校と3回行う。その度に学習指導要領を確認した。平成20年度の改訂と重なり、どのように伝えるかを苦勞したことを覚えている。主な改訂は、前述の通り「共通事項」と「評価の在り方」であったが、美術の内容に関して大幅な改訂はなかったため、現場の混乱はさほど感じなかった。

しかし、実際のところ美術科において学習指導要領のめざしているところと学校現場の教員がどれだけ同じ方向を向いているかという疑問に思うことが多々あった。そこをどうやって埋めていくかが一番の課題だと感じた。

そういう意味で最も顕著な例が、山口県学校美術展覧会（以後、学美展と称する）であった。学美展は、県教委が主催の展覧会で、「授業で生まれた優れた作品を展示するもの」で、最もよい作品を「推奨」としている。令和7年度で第78回を迎え、歴史と伝統のある展覧会である。この展覧会があることで表現の指導は充実し、質の高い表現や指導が行われてきたことは間違いない。そして、学習指導要領にも記載されている表現を評価の視点としており、毎年見応えと子どもの表現の可能性を感じる展覧会となっている。その一方で作品主義の傾向も否定できない。「よい作品」に「よい学び」が見えるが、「よい学び」が必ずしも「よい作品」とは限らないということである。そこが理解できるかできないかが大きな違いであった。

いずれにしても、学習指導要領の趣旨をできるだけ多くの先生方に伝え中で、本質的な捉え方の必要性を実感した。

(6) 山口市立大内中学校 教諭

平成21年4月～平成23年3月（2年間）

指導主事を経験し、もう一度担任をしたいということで、学校現場に戻った。大内中は大規模校で生徒はとても元気で、生徒指導に力を注ぐことも多かった。それだけ美術の授業に対する子どもたちの反応は素直で、わかりやすかった。おもしろければ夢中になり、おもしろくなければ行動や表情に表れた。学習指導要領の内容をふまえ、評価規準に則って指導をするが、子どもが教材に向かわなければ学習が成り立たないという根本的なことに改めて立ち返った。そのような意味でも教材選択に最も力を入れた。この表現で何ができるか、どうすれば満足のいく作品になるか、つくった作品は必要なのか、といったことである。題材ありきで、これまで経験したことのない造形体験を積むこと、生徒の創造願望をかなえることに焦点を絞った。

特に1年時は3年生を中心に指導したが、義務教育最後に写真表現を経験させたいということで写真を元にした自画像¹⁰⁾、思い出に残る作品ということで伝統的な表

現で優雅さを味わえる螺鈿工芸に取り組んだ。2年時は1年生を中心に指導し、基礎的な表現を中心に、短時間教材を多く取り入れた。

(7) 山口市教育委員会学校教育課 指導主事

平成23年4月～平成26年3月（3年間）

市教委の指導主事に、ほとんど美術に関する業務はなかった。学力向上や授業改善の担当として、指導する業務がほとんどであった。したがって、学習指導要領については、総則や他の教科にふれることが多かった。よい授業とは何か、国語や数学、英語と美術をどうやって同じ土俵に上げ、学力をどのようにとらえるかなど、自分なりに課題意識をもって取り組んだ。

幸いなことに授業づくりを企画し、市としての水準づくりの担当を任された。中でも「5つの視点で授業をつくる－AFPYで変わる子どもと授業－」という本を2年間かけて作成したが、その担当を任されたことは自分にとっても大きな経験となった¹¹⁾。他教科の特性を知ることによって美術科の特性も見えてきた。例えば、言葉のニュアンスを感じ取る国語と絵画の印象を捉える美術の共通点、楽譜があることを前提とした中で表現力を極める音楽とは異なる美術の表現力など、様々な相違点と共通点を知ることができた。その上で、指導の在り方、評価の在り方が異なることにも気付かされた。

そして何より、学校教育における多様な内容、それに伴う指導、その根拠となる法令や通知など、県教委の指導主事で専門性を身につけることは真反対の教育における多様性や幅を身につけることを多く学ぶことができた。

(8) 下関市立長府中学校 教頭

平成26年4月～平成29年3月（3年間）

管理職として全く文化の異なる地で勤務をした。これまで、教科の研修をベースに教員としての専門性を高めてきたが、昨今の教育問題、教育課題への対応から様々な研修が行われ、教員としての専門性が問題対応的な能力の育成に変わってきた点に要因がある。それをふまえて、教員に伝え、指導するのが中間管理職であった。それでも取り組んでもらうためには、最後は人と人の関係であることは言うまでもなく、仕組みで片付くものではないと実感した。

美術については授業を2学年担当した。新しい教材に挑戦する時間がなかなかとれず、これまで扱ってきた教材から、子どもたちの実態に即したものを選択し、取り組んだ。前任が教育行政であったこともあり、学習指導要領の内容については、確認程度であったが、大きな内容に改訂はなかったので教材のバランスと配列に留意し、取り組んだ。

(9) 山口市立瀧上中学校 教頭

平成29年4月～平成31年3月（2年間）

山口市に戻り、小規模校ということで、2年目には、許可免で家庭科を全学年もつことになった。市教委で様々な教科指導について見てきたこともあり、さほど苦にならなかった。ただ、評価の時期に全クラスの美術科と家庭科のテストづくり、評価をすることが大変だったので、日々の授業の振り返りを意識し、評価の積み重ねをする必要性を感じた。

小規模校独特の生徒との精神的な距離感の近さは、美術にとっては有効で、個別のていねいな指導が可能で、技術指導、発想や構想段階のアドバイスなどをするにも取り組めた。

(10) 山口市教育委員会学校教育課 副参事

平成31年4月～令和2年3月（2年間）

2度目の勤務であったが、副参事という職は指導主事とは異なり、人事やサービス管理が業務の中心で、美術にかかわることは全くなかった。学習指導要領も総則のうち、学校経営や学校管理に関するものばかりで、規則等を目にするが多かった。2年目は、新型コロナウイルス感染症への対応が重なり、教育行政としてその対応に追われた。

(11) 山口大学教職大学院 准教授

令和3年4月～令和5年3月（3年間）

交流人事として山口大学教職大学院で勤務した。大学を卒業してそのまま教職大学院に進学した学生（ストレートマスター）を中心に指導した。学部生より2年間専門的なことを学び、実践的指導力を有した教員の輩出をめざし、指導をした。大学生への指導はそれまで、山口大学、長崎大学の4年制大学の学生に中学校の美術教育の実践を紹介した。大学院生への指導経験はなかったので、論文指導を含めて学ぶが多かった。教職大学院でもあるので、学校現場ですぐに順応できるように実践と理論をバランス良く身につけておきたいと思い、指導した。また、美術の内容に関する指導は全くなかったが、大学勤務という立場から、美術についての講師を依頼されることがあり、評価についての講話を受けた。ちょうど全教科の評価が3観点になったことが学校現場からすると大きな改訂で、これまでの観点から考え方を転換する必要があった。

(12) 山口市立大殿中学校 校長

令和5年4月～現在（2年目）

校長となり、実際に教鞭をとることはないが、指導者として関わることは何度かある。例えば山口市の教育研究会美術部会、山口県造形教育研究会などである。実際に自分が実践をするわけでもないで、どのようにすれば美術科教員が研修を深め、自らの能力を高めることが

できるかを考えている。

特に人材育成で思うことは、私自身の教え方が全てではないということを前提に指導すべきだということである。これまで多くの美術科教員と話をしてきたが、誰一人として同じ考え方や感じ方の教員はいない。しかし、指導者となると、自分の指導の仕方しか教えることができなない。どのようにすれば幅のある教員が育つのか、と思う。多様性という便利な言葉はあるが、なかなかそれを実際の教育や指導で行うことは難しいと感じている。それを意識して人材育成に努めている。

4. 実践からのまとめ

美術科の教員として採用され、ここまで取り組んできたが、美術の本質的な認識に関しては、さほど大きな変化はない。子どもたちに残していくべき美術の世界や、子どもたちの表現活動に大きな変化はないからだとしてらえている。

学習指導要領によって影響を受けたことは、内容と方法である。内容に関しては、例えば美術の分野を絵画、デザイン、彫刻、工芸を平面と立体と分類するか、絵や彫刻などとデザインや工芸などと分類するかでは全く違う。表現形式と表現内容や、活動の成果と学習の過程から分類するか、ということである。このことは美術科が学習としてどのような意味を持つのかということに焦点化しているともいえる。また、日本美術、漫画やアニメーション等の映像メディア表現などを取り上げることは、我が国の伝統文化を重視することや、社会の急激な変化に対応することへの現れとも受け止められる。そういった意味でも美術科において文化の伝承と創造に取り組んでいることがよくわかる。

もうひとつの指導への影響についてである。よく考えてみると、このことは初任の特別支援教育に携わった時に感じたことと同じある。あくまでも基準となる指導要領はあっても、子どもの実態に即した教育をすること、美術が子どもにどう役立つのかを考えること、子どもにとって美術を教えることで可能性が広がることなどが、一番大切だと考えている。

また、後半に記したとおり、自身の経歴は2校目の6年間の在籍以外は、全て3年以下の在籍となっている。それだけ、多様な経験をしてきたともいえるが、常に新しい環境への適応力が試された。それぞれの立場や環境でどう取り組むか、柔軟な対応が常に求められた。学校教育という大きなとらえ方をしたり、美術科という専門的な内容をとらえたりしてきたが、ここで基準になるものが学習指導要領であり、これを根拠に自身の取組を進めてきたことも事実である。

その一方で教育行政と学校現場、教員と指導主事と管

理職で学習指導要領の捉え方が異なることも事実である。これは美術の教育と美術をとおしての教育の違いに要因があると考えられる。昨今の学習指導要領は、教育に重点が置かれており、身につけたい資質や能力が教科を越えたところで議論されている。

おわりに

本稿は中学校美術科教員が30余年の教育実践や教育行政職員、管理職を経験し、それぞれの立場から美術教育の実践と学習指導要領と教育全般との関連を時間軸で記したものである。

戦後の学習指導要領は、この80年間に科学技術の発展や社会の情勢の変化に対応するために改定されてきた。大きな改定は20年間に一度の間隔で実施をされている。そうした状況において、美術教育がそれぞれの時代でどのように変化してきたかを述べた。

美術教育の本質は、美術文化の継承と創造であり、そのことによって人間と美術の関わりを密にして人間としての生きがいや喜びを育むものである。美術教育の内容は主に表現と鑑賞で成されている。造る側と見る側、使う側である。表現には心象表現と目的表現があり、主観に基づく表現と他者を想定した客観性を重視する表現である。鑑賞では作品の分析的見方である造形要素や視覚言語からの見方、さらに作品の背景の歴史や意図などを加味した見方もある。

美術教育の機能としては「美術の教育」と「美術による教育」に分けられる。「美術の教育」は、美術作品を制作するための直接的に機能する技術を伴う内容であり、技術の教育を通して技能の育成を図るものである。「美術による教育」は美術を媒体として人間形成を図るものである。中学校を肇とする学校教育においては、これらの機能の両者が存在している。さらに近年では、資質・能力を重視することで美術教育による全体的能力に関わる関連性を考慮した教育が促されている。作品を制作したり、鑑賞したりすることで、美術の能力の何に関連しているのか、さらには美術だけではなく、その他の能力や資質の何に関わるのかを考慮する必要がある。

そのような時代や状況においても美術教育の原点は美術作品、造形品の制作等の創造とそれらの享受である。この活動が学校教育において行われることが、美術教育の発展につながると考えられる。

付記

本稿を作成するにあたり、福田と足立が構想し、はじめにおわりに、を福田が、1、2、3、4章を足立が執筆し、全体を両者が推敲した。

注

- 1) 文部科学省HP
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304360_002.pdf 参照
- 2) 福田隆真、福本謹一監修『美術科教育の基礎』建帛社 2024 pp.65～68
- 3) 文部科学省『中学校指導書美術編』日本文教出版 1989 参照
- 4) 足立直之、福田隆真「風景画の学習に関する一考察～ルネサンス絵画と浮世絵を基にして～」(山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要第12号収録) 2001 参照
- 5) 文部科学省『中学校学習指導要領(平成10年12月)解説-美術編-』開隆堂出版 1999 参照
- 6) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 美術編』日本文教出版大阪 2008 参照
- 7) 文部科学省『中学校学習指導要領解説-美術編-』日本文教出版大阪 2018 参照
- 8) 足立直之、福田隆真「養護学校における美術のあり方と教材に関する考察」(山口大学教育学部附属教育研究指導センター研究紀要第6号収録) 1995 参照
- 9) 足立直之、福田隆真「中学校美術教育の教育課程と教材例-附属山口中学校の教育課程-」(山口大学教育学部・附属教育実践研究紀要第2号収録) 2002 参照
- 10) 足立直之、福田隆真「デジタルカメラを用いた「自画像」の制作に関する一考察-附属山口中学校の授業実践から-」(山口大学教育学部・附属教育実践研究紀要第4号収録) 2005 参照
- 11) 山口市教育委員会著『5つの視点で授業をつくる-AFPYで変わる子どもと授業-』明治図書出版 2014 AFPYは「Adventure Friendship Program in Yamaguchi」の略で、自然体験活動等をベースに山口県が独自に考案した体験学習法である。その基本的な考え方を授業づくりに活用し、5つの視点として「安心・安全」「課題設定」「ルール」「コミュニケーション」「達成感」を示し、山口市内の授業改善の特色ある取組としたものである。